

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

私は、私の父親が病気になったため、勤めていた会社を辞めて帰郷した後、いつ頃か忘れたが国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の保険料を私か私の母親のいずれかが郵便局でまとめて納付したと思う。

昭和43年12月から44年3月までの期間に係る領収済通知書を所持しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成12年4月まで申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、昭和55年4月からは付加年金にも加入しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から44年3月までの期間に係る領収済通知書を所持しているところ、当該領収済通知書には、第2回特例納付を示す「附18」の記載が確認できること、申立人の住所の一部はゴム印で表記されていること、及び申立人の居住するA町では、第2回特例納付実施期間において、役場職員が現金を預かり、被保険者に代わって金融機関で特例保険料を納付した上で、後日、被保険者に領収証を交付する取扱いを行っていたことが確認されていることから、申立人についても、役場職員が当該領収済通知書を発行したものと推認できる。

さらに、前述の領収済通知書には金融機関受領印が確認できないが、申立人の母親は当該領収済通知書を領収証として長年保管していること、また、特殊台帳から、申立人の母親自身も、第1回特例納付により自身

の国民年金保険料を納付していることが確認でき、特例納付の制度について承知しており、納付意識も高かったものと考えられることから、申立人の母親が、当該領収済通知書に記載された期間に係る申立人の国民年金保険料について特例納付を行ったものと推認できる。

- 2 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間のうち 44 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、納付期限の時効完成前の期間である上、申立人は、国民年金加入後に、郵便局の窓口で保険料を納付した記憶がある旨の供述をしており、B 市は、申立期間当時、「A 町では、町役場に過年度納付書を備え付けていた。」と回答していることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、前述のとおり、申立期間のうち昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については特例納付されていることが推認でき、申立人及び同居していた申立人の両親の保険料納付状況から、仮に当該期間が未納であったとすれば、第 2 回特例納付の時期に当該期間の保険料もまとめて納付していたと考えられることから、前述の特例納付をした時点において、44 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料は既に納付済とされていた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年1月まで

私は、申立期間直前まで勤めていた会社を退職後、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、銀行で申立期間の国民年金保険料を納付したことを記憶している。

20歳から、厚生年金保険と国民年金の切替手続をその都度行いながら、未加入期間が生じないように努めてきたのに、申立期間のみ国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、国民年金の申請免除期間については、後日、全て追納するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「会社を退職する都度、必ず国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行っていた。」と主張しているところ、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への4回もの切替手続を未納期間を生じさせること無く適正に行っていることが確認できることを踏まえると、申立期間のみ当該手続を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は、申立期間中に銀行で納付したと記憶している。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人は、先述の申請免除期間のうち昭和58年1月から59年3月までの期間に係る国民年金保険料を申立期間中である平成3年11月21日に追納していることが確認でき、納付意識の高かった申立人が、申請免除期間の保

険料を追納しながら、現年度保険料となる申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月16日から同年5月16日まで

私は、昭和24年にA社C事業所に入社した後、退職するまでの期間において、同社及び同社の関連事業所に継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当該期間は、A社の関連事業所であるA社D事業所から同社B事業所へ転勤した時期であったが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及び同社の関連事業所における所属履歴が確認できる労働者名簿などにより、申立人が、昭和24年4月1日から平成10年6月29日までの期間において、A社及び同社の関連事業所に継続して勤務し（昭和33年4月16日にA社D事業所から同社B事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る昭和33年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では当時の関係書類が無く不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和32年9月30日、資格喪失日は35年11月18日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年9月から35年9月までを1万8,000円、35年10月を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月頃から35年10月頃まで

私は、昭和32年9月頃から35年10月頃までの期間において、A社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所属したとするA社の班長が所持する手帳において、職務に同伴する従業員の名前が記載されているところ、当該手帳に申立人の旧姓が記載されていること、申立人が所持する同僚と一緒に撮影した写真において、申立期間当時住んでいたとする寮の名称の一部が確認できること、複数の同僚が申立期間当時の申立人の勤務状況を記憶していること、及び申立人が昭和35年1月に行われた組合活動に参加した際の詳細かつ具体的な記憶等から判断すると、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の旧姓と同姓で、名は異なるものの、生年月日、性別及び職種が一致する、基礎年金

番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 32 年 9 月 30 日、資格喪失日は 35 年 11 月 18 日）が確認できるところ、当該被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中で、申立人のほかに申立人の旧姓と同姓で申立人と生年月日が一致する者は確認できないことから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 32 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35 年 11 月 18 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿の記録から、昭和 32 年 9 月から 35 年 9 月までを 1 万 8,000 円、35 年 10 月を 2 万円とすることが妥当である。